

生徒が主体的に取り組む農業経営

バーチャル会社経営 ～儲かる農業にチャレンジ～

目的

- ・課題設定（仮説）、計画立案、実施、まとめ（反省、評価、分析）の一連の流れをもとに、経営に関する課題に対し生徒が主体的に解決を図る学習活動を推進
- ・取組を学校間で共有し、表彰と共に外部からの助言を受けることで、学習活動の充実を図る

課題設定 計画立案

課題発見

地域や学校農場の課題を発見

仮説：経営技術

いかに高く売るか
いかに経費を抑えるか

+

仮説：生産技術

いかに品質を高めるか
いかに量を増やすか

実施計画

予算を含む生産計画を作成

実施例：ナシ

4月

5月

6月

7月

8月

9月

10月

11月

12月

1月

中間報告会

最終報告会

会社設立
仮説設定
実施計画

防除
摘果
施肥

防除
摘果
施肥

摘果
PR検討

価格決定
収穫・調整
販売・出荷

価格決定
収穫・調整
販売・出荷

収支分析

まとめ

発表準備

まとめ

収入

収入は、実際の売上を計上

費用

種苗費等の実際の支出額を計上

収支分析

仮説を軸に、経営改善策を検討

次年度課題検討

取組結果をもとに次年度課題検討

【中間報告会】

- ・紙面開催
- ・課題設定（仮説）や予算等を共有し取組の充実を図る

【最終報告会】

- ・オンライン開催
- ・取組を発表し専門家からのフィードバックを受ける

【表彰】

- ・生徒たちの取組の良い側面に目を向けた表彰を行う
- ・最終報告会で実施する

【振り返り】

- ・優秀な取組は、共有し教材として授業等で活用する
- ・次年度の学習活動へ生かす

専決第 1 号

茨城県個人情報の保護に関する法律施行細則制定の専決について

上記規則については、教育委員会の会議を招集する暇がないので、茨城県教育委員会事務専決規程（昭和 46 年茨城県教育委員会訓令第 5 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき、令和 5 年 3 月 28 日付けで、別紙のとおり専決しましたから、同条第 2 項の規定に基づき、報告します。

このことについて、承認願います。

令和 5 年 4 月 21 日提出

茨城県教育委員会教育長 森作 宜民

茨城県個人情報の保護に関する法律等施行細則

茨城県個人情報の保護に関する条例施行規則（平成 17 年茨城県教育委員会規則第 13 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この規則は、茨城県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が保有する保有個人情報について個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）及び茨城県個人情報の保護に関する法律施行条例（平成 17 年茨城県条例第 1 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この規則で使用する用語は、法及び条例で使用する用語の例による。

（個人情報ファイル簿等の作成及び公表）

第 3 条 法第 75 条第 1 項の規定による個人情報ファイル簿の作成は、個人情報ファイル簿（単票）（様式第 1 号）により行うものとする。

2 教育委員会は、条例第 3 条第 1 項に規定する個人情報ファイル（同条第 2 項各号に掲げるもの及び同条第 3 項の規定により条例個人情報ファイル簿に掲載しないものを除く。以下「条例個人情報ファイル」という。）を保有するに至ったときは、直ちに、条例個人情報ファイル簿を作成しなければならない。

3 条例第 3 条第 1 項の規定による条例個人情報ファイル簿の作成は、条例個人情報ファイル簿（単票）（様式第 2 号）により行うものとする。

4 条例個人情報ファイル簿は、教育委員会が保有している条例個人情報ファイルを通じて一の帳簿とする。

5 教育委員会は、条例個人情報ファイル簿に記載すべき事項に変更があったときは、直ちに、当該条例個人情報ファイル簿を修正しなければならない。

6 教育委員会は、条例個人情報ファイル簿に掲載した条例個人情報ファイルの保有をやめたとき、又は当該条例個人情報ファイルが法第 74 条第 2 項第 9 号に該当しなくなったときは、遅滞なく、当該条例個人情報ファイルについての記載を削除しなければならない。

7 教育委員会は、条例個人情報ファイル簿を作成したときは、遅滞なく、これを事務所に備えて置き一般の閲覧に供するとともに、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公表しなければならない。

（保有個人情報開示請求書）

第 4 条 法第 77 条第 1 項の規定による開示請求書の提出は、保有個人情報開示請求書（様式第 3 号）により行うものとする。

（保有個人情報開示決定通知書等）

第 5 条 法第 82 条第 1 項の規定による通知は、保有個人情報開示決定通知書（様式第 4 号）に

より行うものとする。

- 2 法第 82 条第 2 項の規定による通知は、保有個人情報の開示をしない旨の決定通知書（様式第 5 号）により行うものとする。
- 3 条例第 4 条第 2 項の規定による通知は、保有個人情報開示決定等期限延長通知書（様式第 6 号）により行うものとする。
- 4 条例第 5 条の規定による通知は、保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書（様式第 7 号）により行うものとする。
- 5 法第 85 条第 1 項の規定による通知は、保有個人情報開示請求事案移送通知書（様式第 8 号）により行うものとする。

（意見書提出についての通知書等）

第 6 条 法第 86 条第 1 項又は第 2 項の規定による通知は、保有個人情報の開示請求に関する意見書提出についての通知書（様式第 9 号又は様式第 10 号）により行うものとする。

- 2 法第 86 条第 3 項の規定による通知は、反対意見書に係る保有個人情報の開示決定通知書（様式第 11 号）により行うものとする。

（開示の実施の方法）

第 7 条 次の各号に掲げる文書又は図画に記録されている保有個人情報の閲覧の方法は、それぞれ当該各号に定めるものを閲覧することとする。

- (1) 文書又は図画（次号から第 4 号まで又は第 4 項に該当するものを除く。） 当該文書又は図画（法第 87 条第 1 項ただし書の規定が適用される場合にあつては、次項第 1 号に定めるもの）
- (2) マイクロフィルム 当該マイクロフィルムを専用機器により映写したもの。ただし、これにより難しい場合にあつては、当該マイクロフィルムを日本産業規格 A 列 4 番（次項第 2 号において「A 4 判」という。）の用紙に印刷したもの
- (3) 写真フィルム 当該写真フィルムを印画紙（縦 89 ミリメートル、横 127 ミリメートルのもの又は縦 203 ミリメートル、横 254 ミリメートルのものに限る。以下同じ。）に印画したもの
- (4) スライド 当該スライドを専用機器により映写したもの

2 次の各号に掲げる文書又は図画に記録されている保有個人情報の写しの交付の方法は、それぞれ当該各号に定めるものを交付することとする。

- (1) 文書又は図画（次号から第 4 号まで又は第 4 項に該当するものを除く。） 当該文書又は図画を乾式複写機により日本産業規格 A 列 3 番（以下「A 3 判」という。）以下の大きさの用紙に複写したもの。ただし、これにより難しい場合にあつては、当該文書又は図画を撮影した写真フィルムを印画紙に印画したもの
- (2) マイクロフィルム 当該マイクロフィルムを A 4 判の用紙に印刷したもの
- (3) 写真フィルム 当該写真フィルムを印画紙に印画したもの

(4) スライド 当該スライドを印画紙に印画したもの

3 次の各号に掲げる電磁的記録に記録されている保有個人情報についての法第 87 条第 1 項の実施機関が定める方法は、それぞれ当該各号に定める方法とする。

(1) 録音テープ又は録音ディスク 次に掲げる方法

ア 録音テープ又は録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取

イ 当該録音テープ又は録音ディスクを録音カセットテープ（日本産業規格 C5568 に適合する記録時間 120 分のものに限る。）に複写したものの交付

(2) ビデオテープ又はビデオディスク 次に掲げる方法

ア 当該ビデオテープ又はビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴

イ 当該ビデオテープ又はビデオディスクをビデオカセットテープ（日本産業規格 C5581 に適合する記録時間 120 分のものに限る。次項第 2 号において同じ。）に複写したものの交付

(3) 電磁的記録（前 2 号、次号又は次項に該当するものを除く。） 次に掲げる方法であって、教育委員会がその保有するプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。次号において同じ。）により行うことができるもの

ア 当該電磁的記録を A 3 判以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧

イ 当該電磁的記録を専用機器（開示を受ける者の閲覧又は視聴の用に供するために備えられているものに限る。）により再生したものの閲覧又は視聴

ウ 当該電磁的記録を A 3 判以下の大きさの用紙に出力したものの交付

エ 当該電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジ（日本産業規格 X6223 に適合する幅 90 ミリメートルのものに限る。）に複写したものの交付

オ 当該電磁的記録を光ディスク（日本産業規格 X0606 及び X6281 に適合する直径 120 ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付

(4) 電磁的記録（前号エ又はオに掲げる方法による開示の実施をすることができない特性を有するものに限る。） 次に掲げる方法であって、教育委員会がその保有する処理装置及びプログラムにより行うことができるもの

ア 前号ア又はウに掲げる方法

イ 当該電磁的記録を幅 12.7 ミリメートルのオープンリールテープ（日本産業規格 X6103、X6104 又は X6105 に適合する長さ 731.52 メートルのものに限る。）に複写したものの交付

ウ 当該電磁的記録を幅 12.7 ミリメートルの磁気テープカートリッジ（日本産業規格 X6123、X6132 若しくは X6135 又は国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格（以下この号において「国際規格」という。）14833、15895 若しくは 15307 に適合するものに限る。）に複写したものの交付

る。)に複製したものの交付

エ 当該電磁的記録を幅 8 ミリメートルの磁気テープカートリッジ（日本産業規格 X6141 若しくは X6142 又は国際規格 15757 に適合するものに限る。）に複製したものの交付

オ 当該電磁的記録を幅 3.81 ミリメートルの磁気テープカートリッジ（日本産業規格 X6127、X6129、X6130 又は X6137 に適合するものに限る。）に複製したものの交付

4 映画フィルムに記録されている保有個人情報の開示の実施の方法は、次に掲げる方法とする。

(1) 当該映画フィルムを専用機器により映写したものの視聴

(2) 当該映画フィルムをビデオカセットテープに複製したものの交付

(開示の実施の方法等の申出)

第 8 条 法第 87 条第 3 項の規定による申出は、保有個人情報開示実施方法等申出書（様式第 12 号）により行うものとする。

(保有個人情報訂正請求書)

第 9 条 法第 91 条第 1 項の規定による訂正請求書の提出は、保有個人情報訂正請求書（様式第 13 号）により行うものとする。

(保有個人情報訂正決定通知書等)

第 10 条 法第 93 条第 1 項の規定による通知は、保有個人情報訂正決定通知書（様式第 14 号）により行うものとする。

2 法第 93 条第 2 項の規定による通知は、保有個人情報の訂正をしない旨の決定通知書（様式第 15 号）により行うものとする。

3 法第 94 条第 2 項の規定による通知は、保有個人情報訂正決定等期限延長通知書（様式第 16 号）により行うものとする。

4 法第 95 条の規定による通知は、保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書（様式第 17 号）により行うものとする。

5 法第 96 条第 1 項の規定による通知は、保有個人情報訂正請求事案移送通知書（様式第 18 号）により行うものとする。

6 法第 97 条の規定による通知は、提供している保有個人情報の訂正をする旨の決定通知書（様式第 19 号）により行うものとする。

(保有個人情報利用停止請求書)

第 11 条 法第 99 条第 1 項の規定による利用停止請求書の提出は、保有個人情報利用停止請求書（様式第 20 号）により行うものとする。

(保有個人情報利用停止決定通知書等)

第 12 条 法第 101 条第 1 項の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定通知書（様式第 21 号）により行うものとする。

2 法第 101 条第 2 項の規定による通知は、保有個人情報の利用停止をしない旨の決定通知書

(様式第 22 号) により行うものとする。

3 法第 102 条第 2 項の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書 (様式第 23 号) により行うものとする。

4 法第 103 条の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書 (様式第 24 号) により行うものとする。

(茨城県情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書)

第 13 条 法第 105 条第 3 項において準用する同条第 2 項の規定による通知は、茨城県情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書 (様式第 25 号) により行うものとする。

付 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1号（第3条第1項関係）

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称		
行政機関等の名称		
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		
個人情報ファイルの利用目的		
記録項目		
記録範囲		
記録情報の収集方法		
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨		
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称)	
	(所在地)	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号
	政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	

行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	
行政機関等匿名加工情報の概要	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	
備 考	

様式第2号（第3条第3項関係）

条例個人情報ファイル簿（単票）

条例個人情報ファイルの名称		
行政機関等の名称		
条例個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		
条例個人情報ファイルの利用目的		
記録項目		
記録範囲		
記録情報の収集方法		
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨		
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称)	
	(所在地)	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
条例個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号
	政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
備 考		

殿

茨城県教育委員会教育長



保有個人情報開示決定通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条第1項の規定により、下記のとおり開示することに決定したので通知します。

記

- 1 開示する保有個人情報（ 全部開示 ・ 部分開示 ）

--

- 2 不開示とした部分とその理由

--

- 3 開示する保有個人情報の利用目的

--

- 4 開示の実施の方法等

(1) 開示の実施の方法等
(2) 事務所における開示を実施することができる期間、時間及び場所 期間： 年 月 日から 年 月 日まで（茨城県の休日を定める条例（平成元年茨城県条例第7号）第1条第1項に規定する休日を除く。） 時間： 場所：
(3) 写しの送付を希望する場合の準備日数、開示の実施の方法に応じた費用及び送付に要する費用（見込額）

＜本件連絡先＞
部（所） 課
電話番号 （内線）

（不服申立てに係る教示）

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、茨城県教育委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

（処分の取消しの訴えに係る教示）

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内（この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合にあっては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内。以下同じ。）に、茨城県を被告として（訴訟において茨城県を代表する者は、茨城県教育委員会となります。）、提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したとき（この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合にあっては、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したとき）は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

- （注）1 事務所において保有個人情報の開示を受ける際には、この通知書を提示してください。
- 2 開示決定に係る保有個人情報に第三者に関する情報が記録されている場合において、当該第三者から審査請求又は処分の取消しの訴えの提起があったときは、当該保有個人情報の全部又は一部を開示することができなくなる場合があります。
- 3 開示の実施の方法等については、別紙保有個人情報開示実施方法等申出書により、この通知があった日から30日以内に申出をしてください。事務所における開示の実施を希望する場合は、4（2）事務所における開示を実施することができる期間、時間及び場所に記載されている期間及び時間のうちから希望の日時を選択してください。

殿

茨城県教育委員会教育長



保有個人情報の開示をしない旨の決定通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条第2項の規定により、下記のとおり全部を開示しないことに決定したので通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示をしないこととした理由	

<本件連絡先>

部（所） 課
電話番号（内線）

（不服申立てに係る教示）

この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、茨城県教育委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

（処分の取消しの訴えに係る教示）

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内（この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合にあっては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内。以下同じ。）に、茨城県を被告として（訴訟において茨城県を代表する者は、茨城県教育委員会となります。）、提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したとき（この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合にあっては、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したとき）は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

第 号
年 月 日

殿

茨城県教育委員会教育長



保有個人情報開示決定等期限延長通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、茨城県個人情報の保護に関する法律施行条例（平成17年茨城県条例第1号）第4条第2項の規定により、下記のとおり開示決定等の期限を延長することとしたので通知します。

記

開示請求に係る 保有個人情報の 名称等	
延長後の期間	日（開示決定等の期限 年 月 日）
延長の理由	

<本件連絡先>
部（所） 課
電話番号 (内線)

殿

茨城県教育委員会教育長



保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、茨城県個人情報の保護に関する法律施行条例（平成17年茨城県条例第1号）第5条の規定により、下記のとおり開示決定等の期限を延長することとしたので通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
茨城県個人情報の保護に関する法律施行条例第5条の規定を適用する理由	
残りの保有個人情報について開示決定等をする期限	（ 年 月 日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、次に掲載する期限までに開示決定等を行う予定です。） 年 月 日

<本件連絡先>
部（所） 課
電話番号 （内線）

殿

茨城県教育委員会教育長



保有個人情報開示請求事案移送通知書

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示請求に係る事案については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第85条第1項の規定により、下記のとおり移送したので通知します。

なお、保有個人情報の開示決定等は、下記の移送先の行政機関等において行われます。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
移送をした日	年 月 日
移送をした理由	
移送先の行政機関の長等	(行政機関の長等) (連絡先) 部局課室名： 担当者名： 所在地： 電話番号：

<本件連絡先>
部(所) 課
電話番号 (内線)

殿

茨城県教育委員会教育長



保有個人情報の開示請求に関する意見書提出についての通知書

に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第77条第1項の規定による開示請求があったので、同法第86条第1項の規定により通知します。

当該保有個人情報を開示することにつき意見があるときは、別紙保有個人情報の開示決定等に関する意見書を提出してください。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に意見がないものとして取り扱います。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
開示請求に係る保有個人情報に含まれている に関する情報の内容	
意見書の提出先	(郵便番号) (住 所) (課 室 名) (連 絡 先)
意見書の提出期限	年 月 日

<本件連絡先>
部 (所) 課
電話番号 (内線)

別紙

保有個人情報の開示決定等に関する意見書

年 月 日

茨城県教育委員会教育長 殿

郵便番号
住所又は居所
（法人その他の団体に
あつては、主たる事務
所の所在地）
氏名
（法人その他の団体に
あつては、名称及び代
表者の氏名）
電話番号

年 月 日付け 号で通知のあった保有個人情報の開示について、下記のとおり意見を提出します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示についての意見	<input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がない。 <input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がある。 1 支障（不利益）がある部分 2 支障（不利益）の具体的理由
連絡先	

殿

茨城県教育委員会教育長



保有個人情報の開示請求に関する意見書提出についての通知書

に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第77条第1項の規定による開示請求があったので、同法第86条第2項の規定により通知します。

当該保有個人情報を開示することにつき意見があるときは、別紙保有個人情報の開示決定等に関する意見書を提出してください。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に意見がないものとして取り扱います。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
個人情報の保護に関する法律第86条第2項第1号又は第2号の規定の適用区分及びその理由	適用区分 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 (適用理由)
開示請求に係る保有個人情報に含まれている に関する情報の内容	
意見書の提出先	(郵便番号) (住 所) (課 室 名) (連 絡 先)
意見書の提出期限	年 月 日

<本件連絡先>
部 (所) 課
電話番号 (内線)

別紙

保有個人情報の開示決定等に関する意見書

年 月 日

茨城県教育委員会教育長 殿

郵便番号

住所又は居所

(法人その他の団体に
あつては、主たる事務
所の所在地)

氏名

(法人その他の団体に
あつては、名称及び代
表者の氏名)

電話番号

年 月 日付け 号で通知のあった保有個人情報の開示について、下記のとおり意見を提出します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示に関しての意見	<input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がない。 <input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がある。 1 支障（不利益）がある部分 2 支障（不利益）の具体的理由
連絡先	

殿

茨城県教育委員会教育長



反対意見書に係る保有個人情報の開示決定通知書

から 年 月 日付けで保有個人情報の開示決定等に関する意見書の提出があった保有個人情報については、下記のとおり開示決定しましたので、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第86条第3項の規定により通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示することとした理由	
開示決定をした日	年 月 日
開示を実施する日	年 月 日

<本件連絡先>

部（所） 課
電話番号 (内線)

（不服申立てに係る教示）

この処分が不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、茨城県教育委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

（処分の取消しの訴えに係る教示）

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内（この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合にあっては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内。以下同じ。）に、茨城県を被告として（訴訟において茨城県を代表する者は、茨城県教育委員会となります。）、提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したとき（この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合にあっては、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したとき）は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

保有個人情報開示実施方法等申出書

年 月 日

茨城県教育委員会教育長 殿

郵便番号

住所又は居所

氏 名

電話番号

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第87条第3項の規定により、下記のとおり申し出ます。

記

1 保有個人情報開示決定通知書の番号等

令達（指令）番号：

日 付：

2 求める開示の実施方法

開示請求に係る保有個人情報の名称等		
実施の方法	(1) 閲覧	① 全部 ② 一部 ()
	(2) 複写したものの交付 <input type="checkbox"/> 送付を希望する。 <input type="checkbox"/> 送付を希望しない。	① 全部 ② 一部 ()
	(3) その他 ()	① 全部 ② 一部 ()

3 開示の実施を希望する日

年 月 日 午前・午後

保有個人情報訂正請求書

年 月 日

茨城県教育委員会教育長 殿

郵便番号
住所又は居所
氏 名
電話番号

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第91条第1項の規定により、下記のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	保有個人情報開示決定通知書の令達（指令）番号： 保有個人情報開示決定通知書の日付： 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等
訂正請求の趣旨及び理由	(趣旨) (理由)

1 訂正請求者	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
2 請求者本人確認書類	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ） ※請求書を送付して請求をする場合には、請求者本人確認書類の写しに加えて住民票の写し（個人番号の記載がないものに限る。）等を添付してください。
3 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。）	ア 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 (ふりがな) イ 本人の氏名 _____ ウ 本人の住所又は居所 _____
4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。	請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ）
5 任意代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。	請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 委任状（委任者が委任状に押印した実印の印鑑登録証明書又は委任者に係る2に掲げる本人確認書類の写しを添付すること。） <input type="checkbox"/> その他（ ）

(注) 住民票の写し、4に掲げる請求資格確認書類、委任状その他その資格を証明する書類及び印鑑登録証明書は、請求の日前30日以内に作成されたものに限りします。

殿

茨城県教育委員会教育長



保有個人情報訂正決定通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第93条第1項の規定により、下記のとおり訂正することと決定したので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	(訂正内容) (訂正理由)

<本件連絡先>

部(所) 課

電話番号 (内線)

(不服申立てに係る教示)

この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、茨城県教育委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

(処分の取消しの訴えに係る教示)

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内（この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合にあつては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内。以下同じ。）に、茨城県を被告として（訴訟において茨城県を代表する者は、茨城県教育委員会となります。）、提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したとき（この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合にあつては、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したとき）は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

殿

茨城県教育委員会教育長



保有個人情報の訂正をしない旨の決定通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第93条第2項の規定により、訂正しないことに決定したので、下記のとおり通知します。

記

訂正請求に係る 保有個人情報の 名称等	
訂正しないこと とした理由	

<本件連絡先>

部（所） 課
電話番号（内線）

（不服申立てに係る教示）

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、茨城県教育委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

（処分の取消しの訴えに係る教示）

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内（この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合にあっては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内。以下同じ。）に、茨城県を被告として（訴訟において茨城県を代表する者は、茨城県教育委員会となります。）、提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したとき（この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合にあっては、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したとき）は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

殿

茨城県教育委員会教育長



保有個人情報訂正決定等期限延長通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第94条第2項の規定により、下記のとおり訂正決定等の期限を延長することとしたので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間	日（訂正決定等の期限 年 月 日）
延長の理由	

<本件連絡先>
部（所） 課
電話番号 （内線）

第 号
年 月 日

殿

茨城県教育委員会教育長



保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第95条の規定により、下記のとおり訂正決定等の期限を延長することとしたので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
個人情報の保護に関する法律第95条の規定を適用する理由	
訂正決定等をする期限	年 月 日

<本件連絡先>
部（所） 課
電話番号（内線）

殿

茨城県教育委員会教育長



保有個人情報訂正請求事案移送通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第96条第1項の規定により、下記のとおり事案を移送したので通知します。

なお、保有個人情報の訂正決定等は、下記の移送先の行政機関等において行われます。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
移送をした日	年 月 日
移送をした理由	
移送先の行政機関の長等	(行政機関の長等) (連絡先) 部局課室名： 担当者名： 所在地： 電話番号：
備考	

<本件連絡先>
部 (所) 課
電話番号 (内線)

殿

茨城県教育委員会教育長



提供している保有個人情報の訂正をする旨の決定通知書

に提供している下記の保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第92条の規定により訂正を実施したので、同法第97条の規定により通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求者の氏名等保有個人情報の特定をするための情報	(氏名、住所等)
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	(訂正内容) (訂正理由)

<本件連絡先>
部(所) 課
電話番号 (内線)

保有個人情報利用停止請求書

年 月 日

茨城県教育委員会教育長 殿

郵便番号
住所又は居所
氏 名
電話番号

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第99条第1項の規定により、下記のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	保有個人情報開示決定通知書の令達（指令）番号： 保有個人情報開示決定通知書の日付： 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等
利用停止請求の趣旨及び理由	（趣旨） <input type="checkbox"/> 個人情報の保護に関する法律第98第1項第1号該当 → <input type="checkbox"/> 利用の停止、 <input type="checkbox"/> 消去 <input type="checkbox"/> 個人情報の保護に関する法律第98第1項第2号該当 → 提供の停止 （理由）

1 利用停止請求者	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
2 請求者本人確認書類	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ） ※請求書を送付して請求をする場合には、請求者本人確認書類の写しに加えて住民票の写し（個人番号の記載がないものに限る。）等を添付してください。
3 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。）	ア 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 （ふりがな） イ 本人の氏名 ウ 本人の住所又は居所
4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。	請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ）
5 任意代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。	請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 委任状（委任者が委任状に押印した実印の印鑑登録証明書又は委任者に係る2に掲げる本人確認書類の写しを添付すること。） <input type="checkbox"/> その他（ ）

（注）住民票の写し、4に掲げる請求資格確認書類、委任状その他その資格を証明する書類及び印鑑登録証明書は、請求の日前30日以内に作成されたものに限り、ります。

殿

茨城県教育委員会教育長



保有個人情報利用停止決定通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第101条第1項の規定により、下記のとおり利用停止することに決定したので通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止請求の趣旨	
利用停止決定をする内容及び理由	(利用停止決定の内容) (利用停止の理由)

<本件連絡先>

部 (所) 課

電話番号 (内線)

(不服申立てに係る教示)

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、茨城県教育委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

(処分の取消しの訴えに係る教示)

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内（この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合にあっては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内。以下同じ。）に、茨城県を被告として（訴訟において茨城県を代表する者は、茨城県教育委員会となります。）、提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したとき（この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合にあっては、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したとき）は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

殿

茨城県教育委員会教育長



保有個人情報の利用停止をしない旨の決定通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第101条第2項の規定により、利用停止しないことに決定したので、下記のとおり通知します。

記

利用停止請求に係る 保有個人情報の名称 等	
利用停止しないこと とした理由	

<本件連絡先>

部（所） 課
電話番号（内線）

（不服申立てに係る教示）

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、茨城県教育委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

（処分の取消しの訴えに係る教示）

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内（この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合にあっては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内。以下同じ。）に、茨城県を被告として（訴訟において茨城県を代表する者は、茨城県教育委員会となります。）、提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したとき（この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合にあっては、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したとき）は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

殿

茨城県教育委員会教育長



保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第102条第2項の規定により、下記のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしたので通知します。

記

利用停止請求に係る 保有個人情報の名称 等	
延長後の期間	日（利用停止決定等の期限 年 月 日）
延長の理由	

<本件連絡先>
部（所） 課
電話番号（内線）

殿

茨城県教育委員会教育長



保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第103条の規定により、下記のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしたので通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
個人情報の保護に関する法律第103条の規定を適用する理由	
利用停止決定等をする期限	年 月 日

<本件連絡先>
部（所） 課
電話番号（内線）

殿

茨城県教育委員会教育長



茨城県情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書

年 月 日付けの茨城県教育委員会に対する審査請求について、下記のとおり茨城県情報公開・個人情報保護審査会に諮問したので、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第105条第3項において準用する同条第2項の規定により通知します。

記

審査請求に係る保有個人情報 の名称等	
審査請求に係る開示決定等 (訂正決定等、利用停止決定等)	
審査請求	1 審査請求日 2 審査請求の趣旨
諮問日・諮問番号	年 月 日・ 諮問 号

<本件連絡先>
部(所) 課
電話番号 (内線)

(注) 「審査請求に係る開示決定等（訂正決定等、利用停止決定等）」の欄については、開示決定等（訂正決定等、利用停止決定等）の日付・令達（指令）番号、開示決定等（訂正決定等、利用停止決定等）をした者及び開示決定等（訂正決定等、利用停止決定等）の種類（開示決定、不開示決定等）を記載してください。

茨城県個人情報の保護に関する法律等施行細則の制定について

1 個人情報の保護に関する法律等の改正の概要

- ・ 個人情報の保護に関する法律の改正により、国の行政機関、民間事業者、各地方公共団体における個人情報の保護についてルールを統一化

【現行制度】

- 民間事業者を含む官民共通の個人情報保護：個人情報に関する法律（改正）
- 国の保有する個人情報保護：行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（廃止）
- 独立行政法人等の保有する個人情報保護：独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（廃止）
- 地方公共団体の保有する個人情報保護：地方公共団体が定める個人情報保護条例（改正）

2 茨城県個人情報の保護に関する条例の改正の概要

- ・ 県の所有する個人情報の保護（個人情報の定義、取得・利用、保管・管理、第三者提供、本人からの開示請求等）について規定していたが、1の改正に伴い、法により規制されることとなったため、**県独自の取扱いのみを規定する内容に改正**
 （「茨城県個人情報の保護に関する条例」
 →「茨城県個人情報の保護に関する法律施行条例」に名称変更）

3 個人情報の保護に関する条例施行規則の改正の概要

- ・ 1及び2の改正に伴い、「茨城県個人情報の保護に関する条例施行規則」を全部改正し、「茨城県個人情報の保護に関する法律等施行細則」を制定
- ・ 様式の変更（引用条項の変更等）のほか、法及びこれに基づく政令により規定されることとなった手続き（開示請求に当たっての本人確認等）等を削除

<規則に規定される事項>

項目	備考
個人情報ファイル簿の様式等	個人情報保有事務登録簿の様式等を廃止し、新たに規定
開示請求等の手続きに係る様式等 ・ 保有個人情報の開示、訂正、利用停止の各請求書 ・ 意見書提出通知書、開示の実施方法の申出書 ・ 開示等、訂正等、利用停止等の各決定通知書	法令に準拠する形に改正

4 R5.4.1～の個人情報保護事務の取扱いの主な変更点

- ・ 開示請求書等の様式の変更
- ・ 任意代理人による申請が可能（※これまでは、法定代理人のみ）
- ・ 開示決定等の決定期限の変更

	令和5年4月以降	従来
開示決定等の期限	15日以内	15日以内
延長できる日数	30日以内	45日以内

専決第 2 号

茨城県教育庁文書管理規程の一部を改正する訓令の制定の専決について

上記規則については、教育委員会の会議を招集する暇がないので、茨城県教育委員会事務専決規程（昭和 46 年茨城県教育委員会訓令第 5 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき、令和 5 年 4 月 1 日付けで、別紙のとおり専決しましたから、同条第 2 項の規定に基づき、報告します。

このことについて、承認願います。

令和 5 年 4 月 21 日提出

茨城県教育委員会教育長 森作 宜民

茨城県教育庁文書管理規程の一部を改正する訓令
茨城県教育庁文書管理規程（昭和 45 年茨城県教育委員会訓令第 3 号）の一部を次の
ように改正する。

第 26 条第 2 項を削る。

付 則

この訓令は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

茨城県教育庁文書管理規程新旧対照表

改正案	現行
<p>(合議)</p> <p>第 26 条 起案文書は，次の各号に掲げる順序により，当該事案の関係者に合議しなければならない。</p> <p>(各号略)</p> <p>(削る)</p>	<p>(合議)</p> <p>第 26 条 起案文書は，次の各号に掲げる順序により，当該事案の関係者に合議しなければならない。</p> <p>(各号略)</p> <p><u>2 次の各号に掲げる事案に係る起案文書については，教育企画監に合議しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 重要施策及び重要事業に係るもの</u></p> <p><u>(2) 2 課以上にわたる事務又は事業で特に教育企画監の調整を必要とするもの</u></p> <p><u>(3) 請願及び陳情に関するもの</u></p> <p><u>(4) 重要かつ異例に属するもので総務課長が必要と認めるもの</u></p>

茨城県教育庁文書管理規程の一部改正について

1 改正理由

茨城県教育庁組織規則（昭和 46 年茨城県教育委員会規則第 3 号）の一部改正により廃止される職（教育企画監）の文書事務に係る規定を削除するもの

2 改正内容

起案文書の教育企画監合議に係る規定を削除（第 26 条第 2 項関係）

3 施行期日

令和 5 年 4 月 1 日

第1号議案

令和5年度茨城県教科用図書選定審議会に対する諮問事項について

県及び市町村の教育委員会等が、令和6年度に使用する小学校の教科用図書並びに特別支援学校の小・中学部及び小・中学校等の特別支援学級において使用する教科用図書のうち学校教育法(昭和22年法律第26号)附則第9条に基づき使用する教科用図書の採択を行うに当たり、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律(昭和38年法律第182号)第11条第1項及び第13条第2項の規定により、下記事項について意見を求める。

記

- 1 県立特別支援学校の小・中学部、県立中学校及び県立中等教育学校(前期課程)において、令和6年度に使用する教科用図書の採択に関する事務の次の事項については、どのようにしたらよいか。
 - (1) 採択のための一般的指針
 - (2) 採択に関する資料

- 2 市町村の教育委員会及び義務教育諸学校(公立の義務教育諸学校を除く。)の校長が行う、令和6年度に使用する教科用図書の採択に関する事務の次の事項については、どのような指導、助言又は援助をしたらよいか。
 - (1) 採択のための一般的指針
 - (2) 採択に関する資料
 - (3) 市町村の教育委員会が協議して採択する場合の方法

令和5年4月21日提出

茨城県教育委員会教育長 森作 宜民

(提案理由)

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第11条第1項及び第13条第2項の規定により、諮問しようとするものである。